

平成 27 年 3 月 20 日

入札参加者 様

小山町企画総務部総務課長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条
に規定する入札金額の内訳書の提出について（通知）

平成 26 年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。この規定が平成 27 年 4 月 1 日から施行されるため、平成 27 年 4 月 1 日以降に町が執行する建設工事の入札すべてにおいて、入札者から下記のとおり工事費内訳書を提出していただくこととしました。

記

1. 工事費内訳書は第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載される入札金額に対応する内容で作成すること。（様式は別紙のとおり。）なお、落札者とすべき入札がなかったとき直ちに行う再度入札において工事費内訳書を提出する必要はない。
2. 工事費内訳書は発注者が提示する本工事費内訳書に対応して工種等を記入すること。
3. 工事費内訳書は第 1 回目の入札の際に入札書に同封して提出すること。
4. 第 1 回目の入札に際し、工事費内訳書が提出されない場合及び第 1 回目の入札書に記載される入札金額と工事費内訳書の金額が一致しないときは、その入札者のした入札を無効とする。
5. 提出された工事費内訳書は返却しない。

以上

財 政 管 財 班

電話番号 76-6132

(記入例)

平成27年4月30日

小山町長 込山正秀 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	平成27年度 町単工事 町道〇〇〇〇号線道路改良工事
-------	----------------------------

工 種 等	金 額 (円)	
道路改良		A (a + b + c + d)
土工		a
法面工		b
擁壁工		c
雑工		d
直接工事費計		A
共通仮設費計		B
現場管理費		C
一般管理費等		D
工事価格		A + B + C + D

注) 本内訳書は第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に同封して提出すること。

注) 発注者が提示する本工事費内訳書に対応して工種等を記入すること。